

[発表要旨]

近代日本倫理学における「修身」批判の側面について ——明治期の「教育勅語」の取り扱いから——

秋田大学
服部圭祐

日本における「倫理学」の発展が、学校教育における道德教育（「修身」）の要求と緊密に結びつく形で起こったことは、明治中期頃に「倫理学」の呼称が一般化する以前のそれが「修身学」と呼び習わされていたことから明らかである。しかしながら、そのことは言い換えれば、「倫理学」の歴史を貫く根本的な課題の一つとして、「道德教育（修身）」とは異なる「道德」の——学術的な——取り扱いとは何か？という問いに対する回答が求められてきたことを意味する。本発表では、近代日本の倫理学研究において、道德教育（修身）と区別された、学術の一分野としての「倫理学」の意義がいかなる形で把握・提起されてきたかを、主として明治期における「教育勅語」に関する議論に着目しつつ確認するとともに、そうした議論がどのような影響を以後の倫理学説の展開に与えたかを明らかにする。この作業は、従来の研究において——その都度の社会・国家および教育体制に対する擁護的性格を有していたとして——批判的に取り扱われる傾向が強かった近代日本の「倫理学」について、そこに含まれている自律的・学術的性格を浮き彫りとする中で、その重層的な実態とその歴史的蓄積の有様を把握するものとなる。

本発表の第一節では、明治23年(1890)の「教育勅語」に対して当時の倫理学研究が加えた解釈に着目し、そうした作業がいかなる点で「倫理学」としての独自の議論を展開するものとなっているかを検討する。具体的には、事実上の公式的な「教育勅語」の解釈として知られる井上哲次郎『勅語衍義』(明治24/1891)と、世間にはびこる恣意的な勅語解釈を学術的見地から批判した井上円了『日本倫理学案』(明治26/1893)において、どのような言説が「倫理学」の立場に依拠するものとして展開されているかを見る。これらの著作は、「教育勅語」の内容や形式それ自体に対する批判を提起してはいないにせよ、それに対する学術的・批判的分析の視点を提示したものとして注目される。

その上で本発表は第二節で、明治後期以降の倫理学における議論が、「教育勅語」で示されている以上の道德的規範を取扱うことを通じて、事実上においてその社会的正当性を相対化するに至っていることを指摘する。例えば、中等教育以上向けの道德教科書として執筆された中島力造『師範学校用修身教科書』(明治34/1901)および井上哲次郎『中学修身教科書』(明治35/1902)などにおいて、道德的行為の根拠を「人格完成」(人格実現)に求める主張が提示されていることを見るとともに、そうした倫理学的学説が、当時の学界および世間一般において「教育勅語」を理論的に超えるものとして受け入れられていた事実を、明治35年に発生した「哲学館事件」——「哲学館」(現：東洋大学)倫理科の試験内容が文部省により「反国体的」とされた事件——を巡る言説に即して検討する。これによって我々は、明治期における倫理学研究の発展が、当時において道德教育——特に初等教育におけるそれ——の基本とされた「教育勅語」を批判的に取り扱う理論的見地の提出を含意していたこと、そうした批判的視点を与えることが「倫理学」または中等教育以上における道德教育の社会的意義として認められていたことを知る。